

新型コロナウイルス感染症に対する当法人のレベル分けについて

3月25日の愛媛県知事会見で発表がありましたように、愛媛県は再度の特別警戒期に移行することになりました。そのため、当法人における新型コロナウイルス感染症に対するレベル分けについても、本日よりレベル3の基準に移行いたします。
 今後の感染状況により内容の変更は十分考えられますが、下記内容をご確認いただき、基準の遵守及び感染対策の更なる徹底を宜しくお願いいたします。

令和2年12月8日改訂
 令和2年12月15日改訂
 令和3年1月26日改訂
 令和3年3月9日改訂
 令和3年3月24日改訂

《患者(利用者)・患者(利用者)家族》

項目	レベル0 《判断基準:通常時》	レベル1 《判断基準:愛媛県における感染縮小期》	レベル2 《判断基準:愛媛県における感染警戒期、又は地域に感染者の報告があった場合》	レベル3 《判断基準:愛媛県における特別警戒期、又は感染対策期、又は法人内に感染者の発生があった場合》
面会	・規制無し	・1週間に1回15分程度の面会を可とする ただし、面会は近親者のみによる予約制とし、面会人数は2人までとする また、面会場所が3密とならないよう注意し、感染対策を実施したうえで面会を行う ※感染警戒地域に該当するご家族の面会に関しては、ガラス越しの面会やビデオ通話による面会の実施	・施設立ち入りによる面会は基本的に禁止し、ガラス越しの面会やビデオ通話による面会の実施	・同左
サービスの利用の自粛	・規制無し	・ショート、デイ、小規模、ヘルパー、訪看利用者に対する下記に該当する場合の利用自粛について 1. 発熱(37.5℃以上)又は咳・鼻水など気道症状がある場合 ※(解熱後72時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向になっていれば、利用再開は可能) 2. 濃厚接触者の疑いがある場合 3. 感染警戒地域から帰還した場合 4. 感染警戒地域からの帰還者を自宅で受け入れた場合	・同左	・愛媛県における特別警戒期、又は感染対策期の場合は同左 ・法人内に感染者の発生があった場合は、当該拠点の通所系サービスを休止とする その他の拠点は同左
濃厚接触 疑い時	・規制無し	・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の疑いがある法人医療・介護サービス利用者、及びその同居家族は、濃厚接触の疑い日を含む14日間の法人医療・介護サービス利用を自粛	・同左	・同左
マスク	・規制無し	・サービスの利用中、可能な方は入浴・食事等の時間以外、出来る限りマスクを着用していただく	・同左	・同左
移動の制限	・規制無し	・法人医療・介護サービス利用者、及びその同居家族は、感染警戒地域への移動を出来る限り控えていただく 感染警戒地域へ出た場合は、自宅への帰還日を含む帰還後14日間の法人医療・介護サービス利用を自粛	・同左	・同左
帰還者受入時	・規制無し	・感染警戒地域からの帰還者を自宅で受け入れた法人医療・介護サービス利用者、及びその同居家族は、自宅で受け入れた帰還日を含む帰還後14日間の法人医療・介護サービス利用を自粛 ※帰還期限未確定のケースであっても、帰還日を含む帰還後14日間とする	・同左	・同左

《事業所》

項目	レベル0 《判断基準：通常時》	レベル1 《判断基準：愛媛県における感染縮小期》	レベル2 《判断基準：愛媛県における感染警戒期又は地域に感染者の報告があった場合》	レベル3 《判断基準：愛媛県における特別警戒期、又は感染対策期、又は法人内に感染者の発生があった場合》
新規入院（所）等	・規制無し	・新規入院患者、新規入所者の受け入れ制限について、病院・老健・特養・グループホームは、「法人外からの入院（所）の場合、14日間以上にわたって健康状態の把握が出来ている方」は、受け入れ可	・病院…規制無し ・老健、特養及びGH…過去2週間以上にわたって健康状態の把握が出来ている方のみ可	・愛媛県における特別警戒期、又は感染対策期の場合は同左 ・法人内に感染者の発生があった場合は、当該拠点の新規入院（所）、退院（所）を原則禁止とする その他の拠点は同左
サ―通所系サービス	・規制無し	・松山市内での感染報告があった場合は、警戒し実施する	・地域に感染者の報告があった場合は、その感染者の居住地域が送迎範囲の通所系事業所に関して休止の判断について協議する	・愛媛県における特別警戒期、又は感染対策期の場合は同左 ・法人内に感染者の発生があった場合は、当該拠点の通所系サービスを休止とする

《事業者》

項目	レベル0 《判断基準：通常時》	レベル1 《判断基準：愛媛県における感染縮小期》	レベル2 《判断基準：愛媛県における感染警戒期又は地域に感染者の報告があった場合》	レベル3 《判断基準：愛媛県における特別警戒期、又は感染対策期、又は法人内に感染者の発生があった場合》
業納品	・規制無し	・納品場所等を指定し、出入り制限	・同左	・同左
訪問理美容・販売等	・規制無し	・訪問による理美容や介護保険の訪問調査、業者による清掃、訪問販売等については、感染対策と3密に注意し、実施を可とする	・訪問による理美容や介護保険の訪問調査、業者による清掃、訪問販売等については、原則中止、又は延期とする	・同左

《職員》

項目	レベル0 《判断基準：通常時》	レベル1 《判断基準：愛媛県における感染縮小期》	レベル2 《判断基準：愛媛県における感染警戒期又は地域に感染者の報告があった場合》	レベル3 《判断基準：愛媛県における特別警戒期、又は感染対策期、又は法人内に感染者の発生があった場合》
検温等	・規制無し	・発熱(37.5℃以上)又は咳症状、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)等の症状がある場合は、上司に連絡の上、出勤を控える	・同左	・同左
濃厚接触 疑い時	・規制無し	・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の疑いがある職員は、濃厚接触の疑い日を含む14日間の自宅待機、経過観察を行う	・同左	・同左
移動の制限	・規制無し	・職員及び同居する家族は、感染警戒地域への移動を自粛する 感染警戒地域へ出た場合は、自宅への帰還日を含む帰還後14日間の自宅待機、経過観察を行う	・同左	・同左
帰還者受入時	・規制無し	・感染警戒地域からの帰還者を自宅で受け入れた職員は、自宅で受け入れた帰還日を含む帰還後14日間の自宅待機、経過観察を行う ※帰還期限未確定のケースであっても、帰還日を含む帰還後14日間とする	・同左	・同左
(同居家族含む) 濃厚接触 疑い時	・規制無し	・同居する家族が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者、又はその疑いがあると判断される場合においても、職員は上司に連絡の上、濃厚接触日を含む14日間の自宅待機、経過観察を行う	・同左	・同左
マナー	・規制無し	・職場では大声を出さず、世間話は控える	・同左	・同左

項目	レベル0 《判断基準：通常時》	レベル1 《判断基準：愛媛県における感染縮小期》	レベル2 《判断基準：愛媛県における感染警戒期又は地域に感染者の報告があった場合》	レベル3 《判断基準：愛媛県における特別警戒期、又は感染対策期、又は法人内に感染者の発生があった場合》
勤務時の飲食	・規制無し	・昼食は時間差で取り、患者・利用者の傍で食事をしない	・昼食は時間差で取り、患者・利用者の傍で食事をしない ・水分補給を含む飲食の際は、他者と前後左右1メートル以上の距離を空ける	・同左
	・規制無し	・他の事業所での食事はしない ※ただし、包括支援センター職員に限り、感染対策と3密に注意したうえで、昼食の利用を可とする	・他の事業所での食事はしない	・同左
(会議・学会・人内研外修等)	・規制無し	・感染対策、3密回避対策を実施出来る場合において参加(開催)を可とする	・原則参加(開催)しない (必要性・緊急性が高い場合を除く)	・同左
事業所間の行き来	・規制無し	・事業所間の行き来を極力減らす	・事業所間の行き来を原則しない (必要性・緊急性が高い場合を除く)	・事業所間の行き来を原則禁止 (必要性・緊急性が高い場合を除く) ・法人内に感染者の発生があった場合、感染者発生事業所の立ち入り禁止エリアは、許可された職員以外原則立ち入り禁止
感染対策	・規制無し	・職場だけでなくプライベートの際もマスクを着け、出来る限り2メートル以上離れて会話をする	・職場だけでなくプライベートの際もマスクを着け、出来る限り2メートル以上離れて会話をする ・患者(利用者)に直接接触の場合は、可能な限り使い捨て手袋を着用したうえで対応する	・職場だけでなくプライベートの際もマスクを着け、出来る限り2メートル以上離れて会話をする ・入院入所以外の患者(利用者)、又は業務中に法人外の者(サービス利用者の家族を含む)と接する場合は、マスク及びフェイスシールドを着用する ・患者(利用者)、又は業務中に法人外の者(サービス利用者の家族を含む)に触る場合は、極力使い捨て手袋を着用したうえで対応する
行動履歴及び履	・規制無し	・出勤前(自宅)と出勤時(職場出入り時)の検温を必ず実施し、記録する	・出勤前(自宅)と出勤時(職場出入り時)の検温を必ず実施し、記録する ・指示された際、自身の行動履歴(指定の行動履歴用紙有)をいつでも提出できるようにする	・同左
交通機関	・規制無し	・感染対策、3密回避対策を実施し、県内での移動を目的とした公共交通機関の利用を可とする	・公共交通機関の利用を禁止	・同左
会食	・規制無し	・5人以下での会食を可とするが、それぞれの事業所職員での、まとまった会食は自粛とする ・感染対策、3密回避対策を実施している店舗に限り、利用可とする	・同居家族以外との会食は自粛 ・繁華街や観光客の多い場所への訪問自粛	・同居家族以外との会食は禁止 ・繁華街や観光客の多い場所への訪問禁止

拠点の定義

1.福角病院・福角の里(デイケア等含む) 2.安寿荘 3.あんじゅ 4.ふくずみ 5.こうの 6.和気 7.あわい 8.サテライト粟井 9.難波(デイ・小規模) 10.サテライト難波 11.包括城北 12.包括北条
根拠:同一敷地内の同一建物